

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度 一般国道3号黒崎バイパス 黒崎西ランプ（仮称）整備工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 8年 4月 7日
契約の相手方の氏名及び住所	筑豊電気鉄道（株）
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥154,180,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥154,180,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名等 令和8年度 一般国道3号黒崎バイパス黒崎西ランプ（仮称）整備工事
2. 履行場所 福岡県北九州市八幡地区黒崎地先
3. 随意契約の相手方 名称：筑豊電気鉄道（株）
住所：福岡県中間市鍋山町1番6号
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事の目的
本工事は一般国道3号黒崎バイパス事業において、筑豊電気鉄道（株）の支障物件の移設及び工事中踏切を設置するものである。
 - 2) 当該工事の内容
本工事は、一般国道3号黒崎バイパスの工事において、支障物件移設及び工事中の踏切設置を筑豊電気鉄道（株）に委託するものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
本工事は、筑豊電気鉄道（株）管理区域内において軌道上での施工が必要となるため、施工においては鉄道運行に支障を及ぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。
このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。
また、夜間施工時においては、き電停止を行う等、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が求められる。さらに、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。
以上のことから、本工事は、筑豊電気鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。
このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、筑豊電気鉄道（株）と随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）

道路部 道路工事課長